

## ◎商工業振興助成金・補助金制度

### ●商工業振興助成金交付による支援制度

| 制度の内容        |  | 村内に工場・店舗その他事業所等の新設、移設、増設又は空き工場を取得した者に対し、新たに取得した固定資産について予算の範囲内において固定資産税相当額を助成金として交付する。 |   |        |      |      |      |
|--------------|--|---|---|--------|------|------|------|
| 区分           | 対象地域   | 助成対象  | 助成率(予算の範囲内)   |        |      |      |      |
|              |  |   | 助成額:投下固定資産税相当額  |        |      |      |      |
|              |  |   | 区分  | 土地     | 家屋   | 償却資産 |      |
| 工場設置         | 村内一円   | 新設  | 村内に工場等を有しない者が、新たに村内に工場を設置するもので、土地・家屋及び償却資産の初期投下固定資産取得額が3億円以上で、かつ新規雇用が10人以上期待できるもの | 第1～3年度 | 100% | 100% | 100% |
|              |  |   | 第4年度  | 50%    | 50%  | —    |      |
|              |  |   | 第5年度  | 25%    | 25%  | —    |      |
|              |  |   | 第1年度  | 100%   | 100% | 100% |      |
|              |  |   | 第2年度  | 75%    | 75%  | 50%  |      |
|              |  | 第3年度  | 50%   | 50%    | —    |      |      |
|              |  | 移設  | 村内に工場等を有する者が村内にその全部又は一部を移設した場合、移設に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの                | 第1年度   | 100% | 100% | 100% |
|              |  |   | 第2年度  | 50%    | 50%  | —    |      |
|              |  | 増設  | 村内に工場等を有する者が、当該施設を増設する場合、増設に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの(改築分対象外)              | 第1年度   | 100% | 100% | 100% |
|              |  |   |   | 第2年度   | 50%  | 50%  | —    |
| 第3年度         | 25%  |   |   | 25%    | —    |      |      |
|              |  | 上記のうち中小企業者が行う場合、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が1,500万円以上のもの(改築分対象外)                                | 第1年度  | 100%   | 100% | 100% |      |
|              |  |   | 第2年度  | 50%    | 50%  | —    |      |
| 空き工場取得       | 取得   | 村内の空き工場の取得に係る土地・家屋の初期投下固定資産取得額が3,000万円以上のもの   | 第1年度  | 100%   | 100% | —    |      |
| 店舗その他の事業所等設置 | 新設<br>移設<br>増設   | 土地・家屋の初期投下固定資産取得額が1,000万円以上のもの(改築分対象外)  | 第1年度  | 100%   | 100% | —    |      |
|              |  | 上記のうち小規模事業者が行う場合、土地・家屋の初期投下固定資産取得額が500万円以上のもの(改築分対象外)                                 | 第1年度  | 100%   | 100% | —    |      |
| 借地工場用地の取得    | 取得   | 既設工場用地が借地であり、これの取得に係る土地の投下固定資産が1,500万円以上のもの   | 第1年度  | 100%   | —    | —    |      |
| 申請・支払        | 固定資産取得日の翌年の6月30日までに、村長に指定申請書を提出、審議会の審査により指定決定し、固定資産税課税年度末までに支払。                              |   |   |        |      |      |      |
| 申請書類         | ○指定申請書(添付書類) ○土地売買契約書及び登記事項証明書 ○家屋は工事契約書及び設計図書 ○償却資産は売買契約書(家屋・償却資産取得明細表) ○法人定款書、登記事項証明書 ○その他 |   |   |        |      |      |      |

平成30年度

# 商工業振興資金制度のしおり

★ 商工業振興資金あっせん制度

★ 商工業振興利子補給制度

★ 商工業振興助成・補助制度

### ●空き家・空き店舗等活用事業補助金

1ヶ月の賃借料の2分の1以内を12ヶ月分補助する。(上限5万円/月)

### ●創業支援助成金

創業に伴い掛かった経費の2分の1以内を助成する。(上限50万円)

### ●Uターン・Iターン等活用企業助成金

Uターン者・Iターン者又は村出身の大学等新卒者を正規雇用した事業者及び雇用された本人に助成金を交付する。  
助成金額10万円/1人

### ●小規模企業退職共済掛金補助金

退職共済新規加入者1人につき1ヶ月300円を1年間補助する。

※各種補助金・助成金を受けるためには要件があります。詳細はお問い合わせください。

# 宮 田 村

◆問い合わせ先

宮田村役場産業振興推進室

TEL 0265-85-5864

宮田村商工会

TEL 0265-85-2213

